

地方税源の充実強化と税源偏在の是正について

～ 緊急提言 ～

平成19年11月7日
全国知事会地方税制小委員会

1 地方税財源の充実強化と偏在性の少ない地方税体系の構築

- (1) 地方団体は、少子・高齢化社会を支える医療・福祉・教育といった行政サービスの大半を担っており、これらの財政需要を担う安定的な財源を確保していくことが不可欠である。
- このための地方税源の充実強化は、税源の偏在性が少なく、税収の安定性を備えた地方税体系を構築していく方向で考えるべきであり、まず、地方消費税の充実に最優先で取り組むべきである。
- (2) 今後、地方の負担する社会保障関係経費の大きな伸びが見込まれることや、現在国において第二期地方分権改革の議論が進められていることを踏まえ、全国知事会としても、地方消費税の充実を含めた地方税制のあり方について、具体的な検討を開始することとする。
- (3) さらに、偏在性の少ない地方税体系の構築にあたっては、地方消費税の充実にあわせ、地方税の応益負担や負担分担の原則、税源涵養インセンティブの確保等に配慮しつつ、①国税と地方税の税体系の見直し、②地方交付税原資としての税目の見直し、③地方法人課税における分割基準のあり方、④地方消費税の清算基準のあり方について検討されなければならない。
- (4) 地方税体系の見直しのみでは、地方団体間の財政力格差を解消することは困難であることから、偏在性の少ない地方税体系の構築とあわせて、地方交付税の総額を復元し、財源調整機能と財源保障機能を十分に発揮できるようにすることが不可欠である。

2 法人二税の配分見直し論と格差是正のあり方について

「経済財政改革の基本方針 2007」では、地方の税源偏在の是正方策として、「地方税のあり方や国と地方の間の税目・税源配分(地方交付税財源を含む)の見直しなどについて検討する」こととされており、現在、国において、東京をはじめとする大都市圏に集中している法人二税について人口等を基準として再配分することによって、地域間の税源偏在を是正しようとする議論が進められている。

しかし、こうした議論は、地方税である法人二税を、当該地域における企業活動の有無やその実態を問わずに配分しようとするもので、応益負担などの地方税の原則に反するものであると言わざるを得ない。

法人二税が地方税である以上、地方団体が提供する行政サービスに対する応益負担や負担分任の原則に沿うものでなければならない。また、法人といえども地域社会の一員であること、都道府県が企業誘致等に努めるのは企業立地に伴う税源の涵養も重要な目的の一つとなっていること等にも十分配慮されるべきである。

こうした観点からは、税源偏在の是正を国・地方とも税収中立の下で行う場合、地方交付税原資としての税目の見直しとあわせて行い、偏在性が大きく税収の変動が大きい法人二税と消費税の交換により、地方消費税を拡充することを基本として検討すべきである。

また、そもそも今回の格差拡大を招いた根本的な原因是、平成16年度以降、地方交付税が大幅に削減されたことにあることを十分認識すべきであり、税の偏在は理由に、地方交付税総額をさらに削減することは、断じてあってはならない。切実な住民ニーズを踏まえた地方の必要不可欠な財政需要を的確に計上するなど、地方財政計画の適正な策定を通じて、地方交付税総額を復元する方向で、必要額の確保を図るべきである。

3 道路特定財源における地方道路整備財源の充実

道路特定財源については、本来の税率に上乗せして適用している暫定税率の適用期限が平成20年春に到来するが、昨年閣議決定された「道路特定財源の見直しに関する具体策」において、「20年度以降も、厳しい財政事情の下、環境面への影響にも配慮し、暫定税率による上乗せ分も含め、現行の税率水準を維持すること」とされている。

道路特定財源の見直しにあたっては、地方の声や道路整備の実情に十分配慮し、地方が真に必要としている道路整備を遅らせることがないよう、道路整備のための財源として確保し、地方公共団体への配分割合を高めること等により、地方公共団体における道路整備財源の充実を図る必要がある。

特に、地方の道路特定財源については、地方の貴重な道路整備財源となっている現状にかんがみ、現行の税率水準を維持し、その安定的確保を図るべきである。

4 いわゆる「ふるさと納税制度」について

住所地以外の地方団体（「ふるさと」）に対し財政的に貢献したいという納税者の意向を活かす税制上の方策（いわゆる「ふるさと納税制度」）については、現行の寄附金税制（所得控除）を、国税（所得税）も含め、税額控除とすることを基本に見直すべきである。